

津久見市奨学生募集要項（高校生等贈与分）

津久見市では、令和8年度の奨学生を下記の通り募集します。

〔応募資格〕 下記の条件をすべて満たす者

- (1) 本人又は保護者が現に津久見市の住民であって、奨学資金の贈与期間中引き続き津久見市の住民であると見込める者
- (2) 高等学校、高等専門学校（1～3年生）等に在学する者（進学予定の者を含む）
- (3) 心身ともに健康で、学業人物ともに優秀と認められる者
- (4) 経済的理由により、学資の支弁が困難と認められる者

〔贈与の区分、期間及び金額等〕

高校生等

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 高等学校又は専修学校（高等課程） | 毎月 4,000 円 |
| (2) 高等専門学校
第1学年から第3学年まで | 毎月 4,000 円 |

津久見市後藤重信奨学資金（上記奨学生の贈与分に上乗せします。）

- | | |
|----------|------------|
| (1) 第1学年 | 毎月 1,000 円 |
| (2) 第2学年 | 毎月 2,000 円 |
| (3) 第3学年 | 毎月 3,000 円 |

いずれの場合も、贈与する期間は4月から在学する学校の正規の最短修業期間とします。

ただし、学業成績が著しく低下した場合など、奨学資金の贈与を一時停止又は廃止する場合があります。

〔申込期間〕

令和8年1月7日（水）から令和8年2月27日（金）まで

〔申込手続き〕

希望者は、下記（1）から（5）の書類を中学校経由にて、教育委員会管理課宛に提出して下さい。なお、申込書類は各中学校に置いてあります。詳しくは、中学校の担当の先生にご相談ください。

- (1) 奨学資金贈貸与申込書（第1号様式）
- (2) 推薦書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 本人及び本人と生計を同一にしている者の収入を証明する書類

- (5) 住民票(家族全員)の写し
- (6) 学業成績証明書
- (7) 現況届出書
- (8) 同意書

※上記書類のほか、入学後に在学証明書を提出していただきます。

(令和8年4月30日(木)までに、教育委員会管理課へ提出してください。)

[採用(家計・学力・人物概要)基準について]

(家計基準)

保護者等の年間の全収入金額から合計所得金額を算出し、その金額から特別控除額を差引いた認定所得金額が、その世帯の基準額以下であること。

(学力基準)

原則として、中学校3年間の学業成績の平均が5段階評定で3.0以上の者であること。ただし、学業成績の平均が3.0未満であっても下記の特例推薦に該当する場合は学力基準を満たすものとする。

(特例推薦)

中学校の学業成績が2.8以上3.0未満の者で特例(1)～(6)のいずれかに該当する者、特例(7)に該当する者は学力を問わない。

※特例推薦基準

- (1) 災害、病気、その他の事故等(離婚等の生別を含む)により、主たる家計支持者を失った者
- (2) 申込前1か年以内において、火災・風水害等により著しい被害を受けた者。または著しい被害を受けた者の子
- (3) 今後、学力向上の見込みがあると学校長が認めた者
- (4) 障がいのある者
- (5) 原子爆弾により被爆した人の子
- (6) 中国帰国孤児の子
- (7) 次のア～ウのいずれかに該当する者
 - ア 生活保護を受けている世帯
 - イ 市町村民税が非課税又は減免されている世帯
 - ウ 保護者の年間の全収入が、生活保護世帯の基準額(年収換算)の1.5倍以下の世帯

(人物概要)

勉学意欲があり、奨学生としてふさわしい生徒であること。

※以上のいずれの基準も満たす場合に、適格者として決定します。

[奨学生の選考について]

選考要領に沿って、予算の範囲内で選考委員会により、奨学生として決定します。

※申込者が多い場合は、適格者であっても採用されないことがあります。

[奨学生の決定]

令和8年4月上旬までに本人宛に通知をする予定です。

[奨学金の振込み]

奨学金は、奨学生本人名義の銀行口座に原則として4月・7月・10月・1月の年4回に分けて振り込みます。

[進級の確認]

毎学年末における成績証明書類を、事務局に提出するものとします。

申込書及び関係書類の提出に当たっての留意事項

申込書は、奨学生選考の大切な資料となりますので、下記の事項に留意のうえ
申込時の状況を記入してください。

(1) 奨学資金贈貸与申込書

(1) 現住所

4月1日以降の住所を記入してください。未定の場合は、現在の住所
を記入し、決まり次第連絡してください。

(2) 保護者、家族の状況

家族欄には、申込者以外の家族全員を記入してください。

小中学校以外の就学者については、設置者（国立・私立）、通学形態
(自宅・自宅外) を記入してください。

年齢はすべて令和8年4月1日現在で記入してください。

(2) 推薦書

推薦書は出身の中学校長の推薦所見となります。

(3) 誓約書

本人の自筆で、分かりやすくまとめてください。

(4) 本人及び本人と生計を同一にしている者の収入を証明する書類

所得・課税証明書（本人及び本人と生計を同一にしている者の直近の市
町村が発行したもので、所得・所得控除の内訳・課税内容が記載されてい
るもの。）なお、税務情報及び住民情報を調査することについての「(7)
その他 同意書」を提出していただければ、所得証明書等の提出が不要
となります。

また、令和6年1月から申込時現在までに就職・転職した者は収入証明
書又は確定申告書の写し、雇用保険受給者・生活保護受給者・年金受給
者（遺族年金、障害年金等非課税となる年金）は、受給額が確認できる
書類の写しを提出してください。

※上記以外に証明書等を求めることがあります。

(5) 家族全員の住民票の写し（本籍地が記載されたもの）

市役所市民生活課等で出願日から3か月以内に発行されたもの。

(6) 学業成績証明書

中学校3年間の成績証明書を提出してください。

(7) その他 ・現況届出書（第5号様式）、

奨学生本人名義の届出及び銀行口座を記入してください。

・同意書（税務・住民情報の確認について）

採用基準の認定について

[家計基準の目安]

保護者の年間の全収入金額から合計所得金額を算出し、その金額から特別控除額を差引いた認定所得金額が、その世帯の基準額以下であること。

◎給与収入金額の目安

例) 4人世帯（父、母、本人、中学生の妹）の場合

基準額は286万円となります。

この場合、認定所得金額が286万円以下となるためには、「給与収入金額」は790万円以下でなければなりません。

※ 家族構成の状況、世帯の収入金額等により認定所得金額が異なってきます。

[学力基準の特例措置]

中学校の学業成績が2.8以上3.0未満の者で特例（1）～（6）のいずれかに該当する者、特例（7）に該当する者は学力を問わない。

※特例推薦基準

- (1) 災害、病気、その他の事故等(離婚等の生別を含む)により、主たる家計支持者を失った者
- (2) 申込前1か年以内において、火災・風水害等により著しい被害を受けた者。または著しい被害を受けた者の子
- (3) 今後、学力向上の見込みがあると学校長が認めた者
- (4) 障がいのある者
- (5) 原子爆弾により被爆した人の子
- (6) 中国帰国孤児の子
- (7) 次のア～ウのいずれかに該当する者
ア 生活保護を受けている世帯
イ 市町村民税が非課税又は減免されている世帯
ウ 保護者の年間の全収入が、生活保護世帯の基準額(年収換算)の1.5倍以下の世帯

◎給与収入金額の目安

例) 3人世帯（母、本人、中学生の妹）の場合

基準額は263万円となります。

この場合、認定所得金額が263万円以下となるためには、「給与収入金額」は302万円以下でなければなりません。

※ 家族構成の状況、世帯の収入金額等により認定所得金額が異なってきます。

申込については学校へ相談してください。

～ご不明な点は下記までお問い合わせください～

〒879-2431 大分県津久見市大友町5番15号

教育委員会管理課（図書館2階）Tel：0972-82-9525